

防衛省における令和5年3月1日以降に契約を締結する業務に係る特例措置について

当該業務に係る業務費算出につきましては、「令和4年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧単価」という。）を適用しているところです。

令和5年3月から適用する「令和5年度設計業務委託等技術者単価」及び「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新単価」という。）は旧単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては令和5年3月1日以降に契約を締結する業務は新単価を適用することとしました。

入札手続上、新単価の適用が間に合わなかった当該業務は当局における設計等技術業務委託契約書第64条又は事業監理業務委託契約書第53条に基づき、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができます。

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

近畿中部防衛局 調達部 調達計画課

課長補佐（総務・企画）

TEL 06-6945-4976